

令和4年（行ヒ）第360号

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求上告受理申立て事件

（関連事件：令和4年（行ツ）第318号

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求上告事件）

申立人 内山靖英

相手方 愛知県

補充書面

令和5年6月20日

最高裁判所第三小法廷 御中

申立人代理人

弁護士 堀江哲史

同 長谷川桂子（代）

同 岡村晴美（代）

同 倉知孝匡（代）

同 矢崎暁子（代）

同 進藤一樹（代）

同 水 谷 陽 子

同 大 畑 泰次郎^(代)

同 中 川 重 徳^(代)

同 永 野 靖^(代)

同 山 下 敏 雅^(代)

申立人が第一審、原審及び当審において主張してきた、DV防止法が平成25年に改正されるよりも前に同性カップルに対する保護命令が発出されていたという事情について、上告受理申立て理由書提出後の第211回通常国会におけるDV防止法改正案の審議過程に衆参両院で決議された附帯決議（別紙資料18、19）の内容が、申立人の主張に沿うものであることから、以下のとおり、主張を補充する。

第1 令和5年DV防止法改正案及び各付帯決議の内容

1 DV防止法の令和5年改正

第211回通常国会において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（以下「令和5年改正法」という。）が衆参両院で可決された。

令和5年改正法における改正点の概要は、(1)保護命令制度の拡充・保護命令

違反の厳罰化、(2)基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、(3)協議会の法定化である（別紙資料20）。

このうち、(1)保護命令制度の拡充の内容は、①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加し、②接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に延長し、③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加し、④被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令を創設し、⑤退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合に、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設する、というものである。

これらの内容から明らかなように、令和5年改正法は、同性カップルを新たに適用対象とするように拡充されたものではないが、その一方で、衆参両院において、「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること」などについて、それぞれ附帯決議がなされた。

2 衆議院内閣委員会附帯決議

令和5年改正法案が付託された衆議院内閣委員会では（別紙資料21）、令和5年改正法に対して、別紙資料18のとおり附帯決議（以下「衆議院付帯決議」という。）がなされた。

衆議院附帯決議には、留意事項として「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。」が記載された。

3 参議院内閣委員会付帯決議

また、参議院内閣委員会においても、令和5年改正法案に対して、別紙資料19のとおり附帯決議が（以下「参議院付帯決議」といい、衆議院附帯決議と

併せて「本附帯決議」という。)がなされた。

参議院附帯決議でも、衆議院附帯決議と同様に、留意事項として「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。」が記載された。

第2 DV防止法の「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーを含まれるという立法者意思を明確にしたこと

本附帯決議は、次のとおり、平成25年改正前からDV防止法が同性パートナー間でも適用されるという立法者意思を明確にしたものである。

1 本件処分の10年以上前に同性パートナー間でも保護命令が出されていること

上告受理申立て理由書(26頁)でも述べたとおり、本件処分の10年以上前となる2007年に、当時のDV防止法の「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも該当するとして、同法の保護命令が出されている(甲27)。

この保護命令は、当時のDV防止法の文言及び同法の目的を踏まえて解釈し、DV被害を防止する必要性について、同性カップルか異性カップルかに差異はないとして、「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも含まれると判断したと考えられる。

2 DV防止法は、平成25年改正前から同性パートナーを適用対象としていたこと

(1) この点、原判決は、DV防止法について、平成25年の改正において準用規定が設けられたことをもって、同性パートナー等にも保護の対象を拡大したものであると認められるとし、このような立法措置を経たことで同性パートナーを含むと解釈出来るようになったと判断した(原判決17

頁)。

しかしながら、平成25年改正時の資料(乙17)には、同性パートナーに言及する記載は一切ないのであるから、同改正によって、同性パートナー等に対して新たに保護の対象を拡大したものと読み込むことには無理がある。申立人が繰り返し主張してきたように、準用規定が設けられた平成25年改正以前にも同性カップルへの適用例があった以上、同性パートナーについても「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に含み得るとみるほかない。

(2) また、上述のとおり、令和5年改正法によって、新たに同性カップルを適用対象とするように拡充されたものではない(別紙資料20)。このことは、DV防止法第1条3項「配偶者」の定義が、令和5年改正によって何ら変更されていないことから明らかである(別紙資料22)。

(3) 以上をまとめると、平成25年改正によって新設された同法第28条の2は、異性と同性とを問わず、「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手」からの暴力について適用対象を拡充したものと解釈するほかない。

令和5年改正法に対する付帯決議は、あくまでも、申立人が従前より主張してきた、平成25年改正前からの同性カップル間における保護命令の発出事例を踏まえたものである。

3 結論

以上の経過からすれば、本附帯決議は、DV防止法が平成25年改正前から同性パートナー間でも適用されるという立法者意思を明確にしたものである。本件で問題となっている犯給法についても、平成25年改正前のDV防止法と同様に、法の趣旨・目的に即して適切に解釈し、同性パートナー間にも適用されるべきである。

以上